

平成29年度

名古屋市福祉人材育成支援助成事業

従業者のキャリアアップに資するもので、事業所が負担した試験受験料や研修受講料の4分の3を、事業所のサービス種別に応じて最大20万円まで助成します。

1 対象となる資格及び研修(対象経費)

従業者のキャリアアップに資するもの（事業所の指定を受けているサービスに関するものに限る。）で、**次の資格に対する試験受験料や研修受講料が対象です。（受験対策講座や、参考図書、交通費、宿泊費、飲食費については対象外です。）**

なお、「従業者」とは入所者（利用者）に対して、直接的な介護に従事している方です。

社会福祉士国家試験、介護福祉士国家試験、精神保健福祉士国家試験、介護支援専門員実務研修受講試験、介護支援専門員実務研修、介護支援専門員更新研修、介護支援専門員専門研修、介護支援専門員再研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修、介護職員初任者研修、実務者研修、喀痰吸引等研修（第1号・第2号・第3号）、ユニットリーダー研修、**認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修**、居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従業者基礎研修、同行援護従業者養成研修、全身性障害者移動介護従業者養成研修、重度訪問介護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修、強度行動障害支援者養成研修、名古屋市移動支援事業従業者養成研修。

※今年度から、太字の研修を対象に追加しました。

2 助成金額（助成限度額）

事業所が負担した対象経費に4分の3を掛けた金額（事業所のサービス種別に応じて最大20万円まで）を助成します。



サービス種別	助成限度額
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅介護支援、介護予防支援 障害福祉サービスの居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護を含む。）	100,000円
地域密着型サービス（各種）、特定施設入居者生活介護	150,000円
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設	200,000円

※それぞれのサービス種別において、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを含みます。

3 注意事項

- 事業を実施する 10 日前までに申請書類一式を提出してください。（申請を受理し交付を決定するまで、事務手続きに 10 日程度必要であり、交付決定後に行った事業が助成の対象です。）
- 平成 30 年 3 月 31 日までに事業が完了し、経費の支払いが完了するものについて申請いただけます。
- 申請書は、事業所ごとに作成してください。
- 助成限度額に達するまでは、何度でも申請できます。
- 対象経費は、受験料、受講料です。
受験対策講座費、参考図書費、交通費、宿泊費、飲食費などについては、助成対象外です。
- ★申請書類のダウンロード、記入例については、NAGOYA かいごネット
(<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top/>) をご覧ください。



4 申請書提出先・問い合わせ先

サービス種別	申請書提出先 問い合わせ先
訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・通所介護・通所リハビリテーション・短期入所生活介護・短期入所療養介護・居宅介護支援・介護予防支援・地域密着型サービス（各種）・特定施設入居者生活介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設 ※介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを含む。	健康福祉局介護保険課 電話：972-2537
居宅介護（重度訪問介護・同行援護・行動援護を含む。） ※障害福祉サービス単独で指定を受けている事業所のみ	健康福祉局障害者支援課 電話：972-2558

名古屋市福祉人材育成支援助成事業 ～NAGOYA かいごネット掲載ページのご案内～

(<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top/>)

こちらをクリックしてください。

The screenshot shows the top navigation bar with links for 'ご利用案内' (Usage Guide), '背景色' (Background Color), '漢字' (Kanji), '読みあげる' (Read Aloud), '文字サイズ' (Font Size), '小さく' (Small), '標準' (Standard), and '大きく' (Large). A red dashed circle highlights the '事業者向けはこちら' (For Operators) link. Below the bar is the Nagoya Kaiigo Network logo and the main menu with categories like 'トップ', '介護保険制度のあらまし', '利用できるサービス', '介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)', 'ユーザー評価事業', and '事業所検索'. A large blue arrow points down to the second screenshot.

This screenshot shows the '介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)' section. It features illustrations of a teacher and children, and a group of elderly people. A sidebar on the left includes links for '地域包括ケアシステムの構築' (Regional Integrated Care System Construction), '介護保険制度改正' (Change in Care Insurance System), and '新着情報' (New Information). A box contains news items: 'なごや認知症カフェについて' (February 17, 2017), '平成29年度 契約認定調査員 募集' (February 1, 2017), and '指定市町村事務受託法人における居宅サービス等利用者の公表について' (December 28, 2016). A large blue arrow points down to the third screenshot.

This screenshot shows the '事業者指導' section. It features illustrations of various activities like walking, singing, and resting. A sidebar on the left includes links for '介護保険制度改正に関するお知らせ' (Information about the change in the care insurance system), '有料老人ホームの届出' (Submission of documents for residential care facilities), and '福祉人材育成' (Development of welfare personnel). A box contains news items: '事業所指定・指定更新手数料の徴収について' (February 22, 2017), '介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検について' (February 20, 2017), '名古屋市高齢者日常生活支援研修と同等の研修実施に対する認定制度' (February 20, 2017), '特定事業所集中減算の届出について' (February 20, 2017), '名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業における自己評価・ユーザー評価参加加算の算定について' (February 16, 2017), and '平成29年度着工分 医療対応型特別養護老人ホームの整備にかかるQ&A' (February 16, 2017). A large blue arrow points down to the bottom section.

こちらをクリックしてください。



ご利用案内 | 背景色 白 黒 | フリガナをつける | よみあげる | 文字サイズ 小さく 標準 大きく
一般向けはこちら | 名古屋市公式HP

事業者向け NAGOYA かいごネット

サイト内検索 | サイト内検索 | ご意見箱 | サイトマップ

トップ | 認定調査 | 介護保険事業者の指定・登録 | 各種加算・変更届等ダウンロード | 事業者指導 | 総合事業・いきいき支援センター関係

福祉人材育成

事業者向け > 福祉人材育成

④ 福祉人材育成支援助成事業について

名古屋市では、市内に所在する介護サービス事業所が従業者のキャリアアップに取組んでいます。

平成29年度福祉人材育成支援助成事業について

お問い合わせ

【担当課】名古屋市役所健康福祉局高齢福祉部介護保険課推進係
【所在地】〒460-8508 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目1番1号 名古屋市役所本庁舎2階 所在地、地図
【電話番号】052-972-2591
【ファクシミリ】052-972-4147
【開庁時間】月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日まで除く)

ウェブアクセシビリティ | 個人情報保護ポリシー |著作権・リンクについて | 関連リンク
Copyright © 2013 City of Nagoya. All rights reserved.

「平成 29 年度福祉人材育成支援助成事業について」をクリックすると、本事業をご案内するページが掲載されますので、ご覧ください。

○様式はこのページから、ダウンロードしてください。

○記入例も掲載しており、記入にあたっての注意事項を記載しております。書類作成の際には必ずご確認ください。

平成 29 年 8 月 28 日

関 係 各 位

名古屋市健康福祉局長

福祉避難所の整備へのご協力のお願い

日頃は本市福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。本市では、南海トラフ巨大地震を始めとする大規模災害への備えとして、事前指定による福祉避難所の整備を推進しているところです。

福祉避難所につきましては、東日本大震災や平成 28 年熊本地震においても被災地の各地に設置されるなど、災害時要援護者の避難支援対策の中でも重要な事項であります。

各施設の皆様におかれましては、福祉避難所の整備へのご協力についてご検討をいただきたくここにお願いする次第です。

お忙しい中、大変恐縮ですが、ご理解とご協力を賜りたく、重ねてお願い申し上げます。

ご相談、ご質問等ございましたら、問い合わせ先の健康福祉局監査課調査係までご連絡をお願いいたします。ご希望がございましたら個別に訪問しご説明させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【本件のお問い合わせ先】

名古屋市健康福祉局監査課調査係（武藤・乾）

TEL 052-972-2510 Fax 052-972-4150

E-mail: a2510@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

福祉避難所の概要

資料1

福祉避難所とは

高齢者や障害者等、通常の避難所生活に困難をきたす災害時要援護者等を対象に開設される避難所であり、対象となる要援護者や開設時期により、次の2つに区分される。

- ・福祉避難スペース（身近な福祉避難所）：通常の指定避難所内に一定の空間を確保
- ・拠点的な福祉避難所：バリアフリー等の設備・体制が整った社会福祉施設等

拠点的な福祉避難所の指定基準

社会福祉事業を行う施設等のうち、次に掲げる基準を満たす施設を、法人ごとに事前に協定を締結し、福祉避難所として指定する。

- ① 土砂災害危険箇所区域外に位置すること
 - ② 過去に浸水被害があった地域では、2階以上に避難空間が確保できること
 - ③ 耐震・耐火構造の建築物で、バリアフリー化がされていること
 - ④ 避難者用スペースとして 20 m^2 (1人当 2 m^2 として介助者を含め10人分) 以上が確保できること
- ※ 福祉避難所を開設しながら通常事業を再開することは差し支えない（再開にあたっては施設所管課にご相談ください。）。
- ※ 想定している施設は、デイサービス等通所事業を行う施設であり、特別養護老人ホーム等併設施設の場合、入所者（緊急入所を含む）の処遇に支障がない範囲とすること。

福祉避難所の対象者

身体等の状況や医療面でのケアの必要性から介護保険施設や病院等へ入所・入院するに至らない程度のものであって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者とする。

要援護者もまずは通常の避難所へ避難し、そこで福祉避難所の対象者が振り分けられ、福祉避難スペースでの避難生活が困難な者が福祉避難所へ避難する。

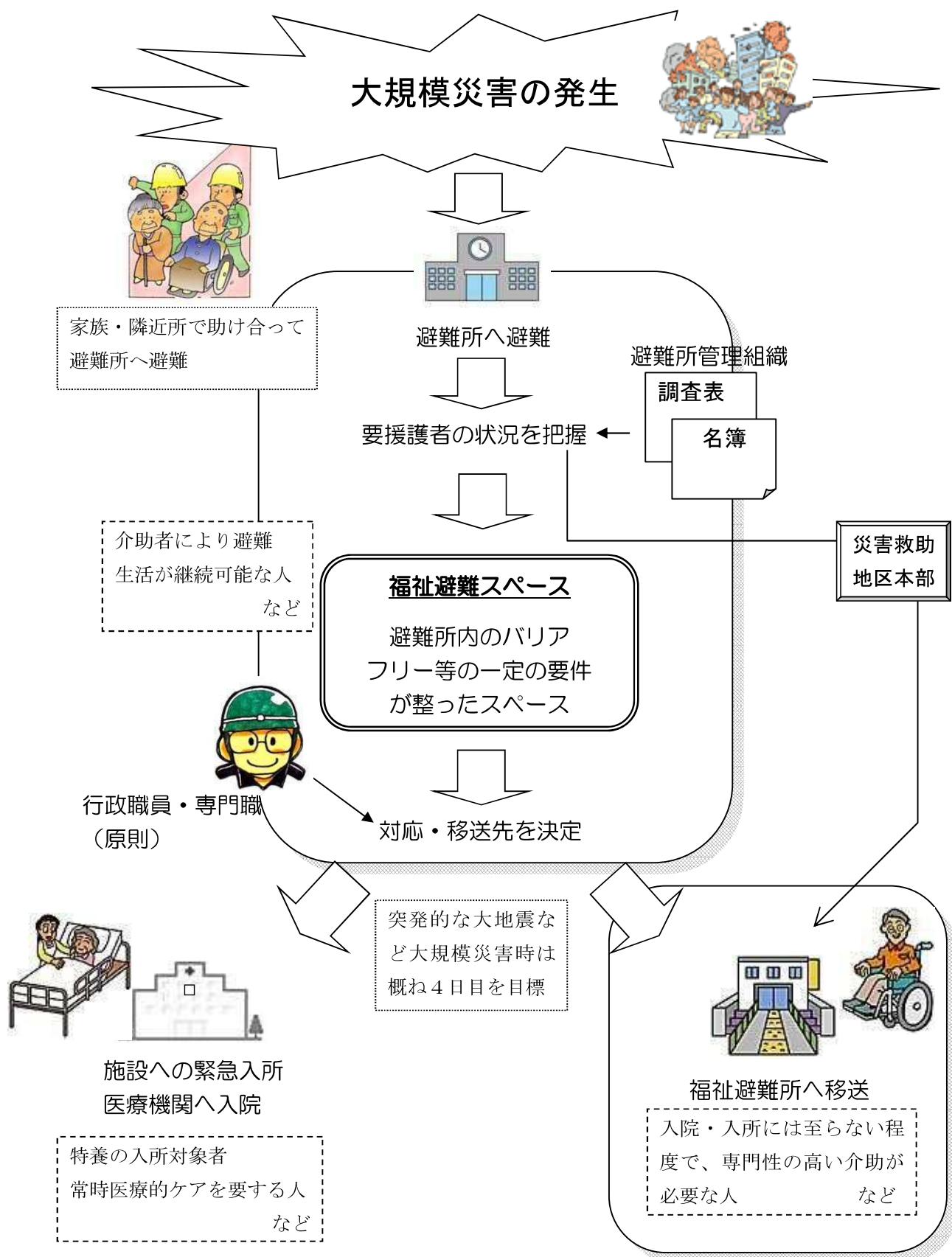
対象者を介助する者は、対象者本人とともに福祉避難所に避難させることができる。（介助者は1人までとし、要援護者数には算入しない。）

主として車いす利用者や一人で移動することが困難な方など、学校では段差があつてトイレに行けないような方のために、ハード面で適している避難所に移つてもらうということを想定したもので、**福祉避難所自体に対象者の介護機能を期待しているものではない。**

福祉避難所の事業内容

- ① 福祉避難所の設置、維持及び管理【夜間の宿直を含め1人以上の配置】
〔以下は個々の事業所の状況に応じて事前に取り決める〕
 - ② 被災した要援護者の福祉避難所への移送（協力できる範囲で）
 - ③ 被災した要援護者や家族からの相談を受けたり、福祉・保健医療サービスを受けられるよう関係機関への連絡調整（要援護者を概ね10人受け入れ、相談員を1人配置した場合に限る）
 - ④ 食事の提供や生活必需品の支給
- 災害救助法が適用され、法による救助とみなされるものにかかる費用については、全額を市が負担する。

災害時要援護者の避難支援のイメージ



高齢者 いきいき



相談室

身近で気軽な高齢者の相談室

健康・福祉・介護など、
生活の中での
お困りごとは
ありませんか？

足腰が弱ってきて、
外出が少し大変になってきた。



物忘れが多くなり、
お金の管理が
不安になってきた。



親が振り込め詐欺の被害に
遭ったようだ。



家族が認知症と
診断された…
どう接すれば
よいのだろう。



いきいき支援センターと連携して、相談内容に応じた支援を行います。



- 高齢者いきいき相談室は、名古屋市が実施する高齢者いきいき相談室の実施のための研修を受講しています。
- 高齢者いきいき相談室には、介護支援専門員の業務に関して十分な経験があり、介護支援サービスを適切かつ円滑に提供するために必要な業務に関する知識などを持つ主任介護支援専門員が配置されています。

名古屋市

名古屋市では、高齢者のみなさまの身近な相談窓口である「地域包括支援センター」を、「いきいき支援センター」という名称にて運営しています。

いきいき支援センターをご活用ください

「いきいき支援センター」は、高齢者のみなさまがいつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職がチームとなって、健康・福祉・介護などさまざまな面から高齢者のみなさまを支える機関です。

いつまでも元気に! 介護予防をすすめます

- 要支援・要介護状態になるおそれのある方への支援
- 要支援1・2と認定された方への支援



保健師等

高齢者のみなさまの 権利を守ります

- 高齢者虐待・権利擁護
消費者被害の相談

主任介護支援専門員

いきいき支援センターって どんなところ?



社会福祉士

さまざまな問題について 相談に応じます

- 健康・福祉・介護などの総合的な相談
- 認知症に関する相談

孤立しがちな方への見守り支援を行います

- 孤立しがちな方への個別支援
- 見守り電話

「認知症高齢者を介護する ご家族」を支援します

- 家族教室・家族サロン
- 医師(もの忘れ相談医)の専門相談
- 認知症サポーター養成講座の開催

認知症の早期発見・早期対応へ向けた支援を行います

医療・介護の専門職と専門医とで構成された「認知症初期集中支援チーム」が、認知症が疑われる方、認知症の方とそのご家族への訪問等による支援を通じ、自立生活のサポートをします。

認知症の方が安心して暮らせる地域づくりを進めます

認知症地域支援推進員を中心として、地域資源の把握や認知症カフェの運営支援などを行い、認知症の方やそのご家族が暮らしやすい地域づくりを進めます。

■開設時間：月～金曜日（祝日・年末年始除く）午前9時～午後5時 ■相談費用：無料

※お住まいの地域ごとに担当のいきいき支援センターが設置されていますので、担当のいきいき支援センターをご利用ください。

さまざまな問題について相談に応じます

健康・福祉・介護など、生活のなかでお困りのことやご心配なことがありましたら、担当のいきいき支援センターへご相談ください。

また、高齢者の方が、身近な場所で相談できるよう、委託を受けた居宅介護支援事業所が「高齢者いきいき相談室」を開設しています。いきいき支援センターと連携し、健康・福祉・介護等の相談に応じます。



いつまでも元気に！ 介護予防をすすめます

● 要支援・要介護状態になるおそれのある方には

「基本チェックリスト」により事業の対象者と判定された方は、介護予防・日常生活支援総合事業の利用を通じて、介護予防と自立に向けた支援を行います。

● 要支援1・2と認定された方には

いきいき支援センター（または、いきいき支援センターから委託された居宅介護支援事業所）が、介護保険サービス等の利用についてご相談に応じます。

高齢者のみなさまの権利を守ります

● 高齢者虐待について

高齢者の方への虐待の防止や早期対応を図るため、「高齢者虐待相談センター（電話 052-856-9001）」や区役所などの関係機関と連携し、ご相談に応じます。

● 権利擁護について

お金の管理や契約などに不安がある高齢者の方で、ご家族などがいない場合、「名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター（※）」や「成年後見制度」の利用など権利擁護についてのご相談に応じます。

※名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター

センター	電話番号	担当地域
北部	052-919-7584	東区、北区、西区、中村区、守山区
南部	052-678-3030	中区、熱田区、中川区、港区、南区
東部	052-803-6100	千種区、昭和区、瑞穂区、緑区、名東区、天白区

● 消費者被害について

高齢者の方を対象にした悪質な訪問販売や住宅リフォームなどの被害が増加しています。契約の際にご心配がある場合や被害の恐れがある場合は、消費生活センター（電話 052-222-9671）と連携し、ご相談に応じます。

「認知症高齢者を介護するご家族」を支援します

「認知症高齢者を介護するご家族」を支援するとともに、認知症高齢者の方やご家族が安心して暮らせるよう、地域住民が認知症を正しく理解し、見守りや声かけ、手助けができる地域を目指します。

● 家族教室、家族サロン（憩いの場）、医師（もの忘れ相談医）の専門相談、認知症サポーター養成講座

名古屋市

認知症



～開設助成事業のごあんない～

認知症カフェとは？



認知症のご本人やご家族、それに加え地域住民、専門職等、地域の誰もが気軽に集い、楽しく過ごしながら仲間づくりや情報交換をする活動拠点のことです。

名古屋市では、カフェの開設にあたって必要な物品購入費を助成することで、より多くの地域に、認知症のご本人やご家族が不安なく気楽に集える場所を増やすお手伝いをさせていただきます。ぜひ、ご活用ください！

開設助成事業の概要

助成内容		新たに認知症カフェを開設する(※)にあたって必要な物品購入経費。 <u>1か所につき 50,000円以内</u> ※申請日より6か月前までに開設したカフェ、または決定通知日より3か月以内に開設可能なカフェ
要件	活動内容	認知症の方が、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、本人同士の仲間づくりや生きがい支援、介護する家族の負担軽減、認知症状の悪化予防、地域住民への啓発等を目的とし、誰もが自由に集まり、楽しく過ごす内容であること。
	実施主体	地域住民団体やボランティア団体、NPO法人、介護事業所、福祉施設、医療機関等、認知症カフェの活動に理解と熱意のある団体。
	対象者	名古屋市在住の認知症の方やそのご家族を中心に、地域住民や専門職など誰もが参加できるもの。
	実施回数	月1回以上、名古屋市内の一定の場所で定期的に開催するもの。
	実施期間	3年間は継続実施が見込まれること。※1回あたりの開設時間は概ね2時間以上
人員配置		医師・看護師等の医療関係者もしくは社会福祉士等の福祉関係者であり、認知症の相談業務に従事した経験のある者を1名配置すること。
その他		助成の件数には限りがあります。審査の結果、要件にそぐわない場合は、助成対象としない場合もございますのでご了承ください。

申し込み窓口

認知症カフェを開設しようとする住所地を担当するいきいき支援センター（裏面参照）の窓口に申請書等、必要書類を提出してください。

実施要領・申請書等は、各いきいき支援センター、名古屋市認知症相談支援センターの窓口に配架するほか、「NAGOYA かいごネット」でダウンロードできます。



○お問い合わせ○

名古屋市認知症相談支援センター（担当：山本）

所在地：北区清水四丁目17番地1号総合社会福祉会館6階

電話：919-6622 FAX：917-0702

認知症疾患医療センター のご案内

認知症疾患医療センターとは

名古屋市では、認知症の専門医療機関として市内に3か所の認知症疾患医療センターを設置し、認知症の詳しい診断や、認知症の周辺症状および身体合併症への急性期における対応、専門医療相談等を実施しています。

主な事業内容

専門医療相談

認知症疾患医療に関する相談に、医療相談員が対応します。

認知症の鑑別診断と治療

病院を受診していただき、認知症の詳しい診断や治療を行います。

周辺症状および身体合併症への急性期対応

認知症疾患の周辺症状（幻覚、妄想、興奮、徘徊など）や身体合併症（認知症の方の肺炎、骨折など）の急性期対応を行います。重篤な症状などにより対応が困難な場合は、協力病院に依頼します。各センターで対応が可能な症状については、それぞれのセンターへお問い合わせください。

かかりつけ医等への研修会の開催

医療関係者等を対象にした研修会を開催し、認知症疾患医療の質の向上を目指します。

情報発信

認知症医療に関する情報や、認知症に関するイベントの情報等を収集・発信します。

認知症は早期診断・早期治療が大切です！

早期に発見し治療を開始することで、進行を遅らせることや症状を緩和させることができます。また、余裕をもって、ご本人やご家族と今後の生活について考えることができます。

先ず、かかりつけ医にご相談ください。

その症状、もしかしたら認知症かもしれません。

- 同じことを何度も聞いてくる。 ○ 物の名前が出てこない。 ○ 夜中に起きていることが多い。
○ だらしなくなってきた。 ○ 怒りっぽくなってきた。 ○ 見えるはずのない物が見えていると言う。

名鉄病院

〒451-8511
西区栄生2-26-11
TEL : 052-551-2802

相談受付時間

月～金 9:00～17:00
土 9:00～13:00
※土曜日は毎月第1週のみ相談受付
※祝休日、年末年始を除く

まつかげシニアホスピタル

〒454-0926
中川区打出2-347
TEL : 052-352-4165

相談受付時間

月～金 8:30～17:00
土 8:30～12:00
※祝休日、年末年始を除く

もりやま総合心療病院

〒463-8570
守山区町北11-50
TEL : 052-795-3560

相談受付時間

月～金 9:00～16:00
土 9:00～12:00
※祝休日、年末年始を除く



名鉄病院

診療科目：内科、循環器内科、腎臓内科、消化器内科、呼吸器内科、神経内科、血液内科、内分泌・代謝内科、小兒科、外科、整形外科、消化器外科、リハビリテーション科、脳神経外科、婦人科、皮膚科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、眼科、放射線科、病理診断科、麻酔科



交通のご案内

名鉄「栄生」駅下車すぐ

(駅とバリアフリーで直結しています)

栄生駅 病院用改札（病院専用通路）

診察日 初列車～終列車

休診日 初列車～終列車

※ 近隣に有料駐車場有

(名鉄病院専用ではなく、駐車料金の割引はございません。)

まつかげシニアホスピタル

診療科目：内科、精神科、リハビリテーション科、内分泌内科、循環器内科、消化器内科、心療内科、老年内科、神経内科、外科、整形外科、皮膚科、眼科、放射線科



交通のご案内

市バス

- 地下鉄高畠駅より (多加良浦行) 打出町下車 徒歩 5 分
- 栄駅より (中川車庫行) 打出町下車 徒歩 5 分
- 金山駅より (権野行) 打出本町 7 丁目下車 徒歩 10 分
- 金山駅より (中川車庫行) 打出町下車 徒歩 5 分
- 金山駅より (戸田行) 寺腰下車 徒歩 5 分

もりやま総合心療病院（旧 守山荘病院）

診療科目：精神科、神経科、心療内科



交通のご案内

A) 名鉄瀬戸線(普通) 守山自衛隊前下車

徒歩 8 分

B) 市バス 守山図書館(前)下車 徒歩 7 分

C) 市バス 守山下車 徒歩 1 分

D) JR 中央線 新守山駅下車 徒歩 12 分 または タクシー 4 分

E) ガイドウェイバス(ゆとりーとライン)
金屋下車 徒歩 3 分

F) ガイドウェイバス(ゆとりーとライン)
守山下車 徒歩 5 分

名古屋市 認知症 コールセンター です。

お気軽に
ご相談ください。



お父さんが最近
もの忘れが多くて。
もしかして
認知症かしら?

認知症の人が使える
サービスは
何があるのかしら?

認知症の人の
介護について相談に
のってほしい。

お母さんが
病院で認知症と
言われたけど、
どうしよう?

TEL 052-919-6633

受付時間

月・水・木・金 10:00~16:00

年末年始・祝日除く

火 14:00~20:00

- 介護経験者や社会福祉士などの専門職が電話で対応いたします。
- 相談料は無料です。(通話料がかかります。)
- お近くのいきいき支援センター(認知症総合相談窓口)でも相談に応じていますのでご利用ください。
- 本事業は、名古屋市社会福祉協議会が名古屋市から委託を受けて実施しています。

名古屋市認知症コールセンターに関するお問い合わせは、名古屋市認知症相談支援センター(電話052-919-6622)までお願いします。

名古屋市健康福祉局

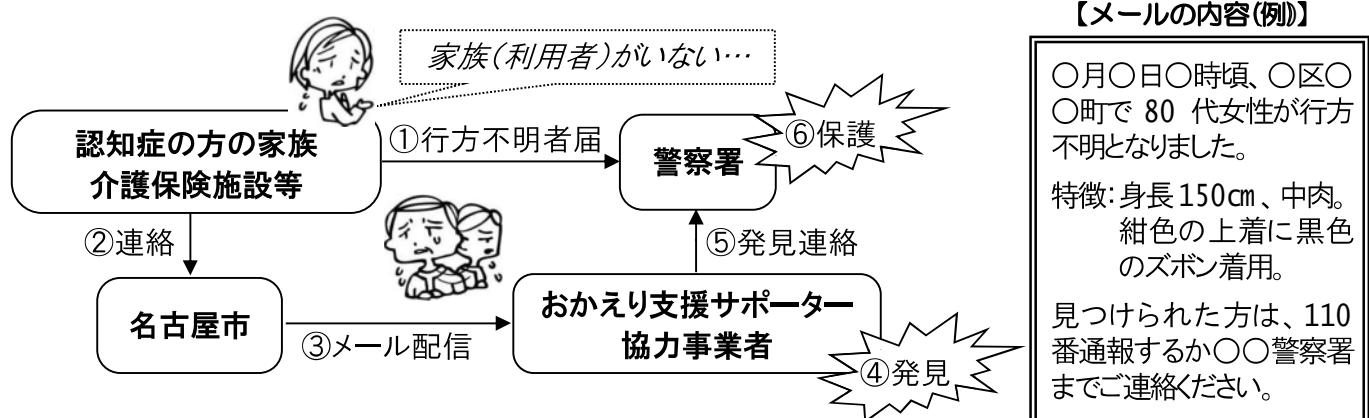
H27.5

「はいかい高齢者おかれり支援事業」ってなに？

はいかい高齢者おかれり支援事業は、認知症の方の徘徊による事故を防止するため、地域の皆さんの協力を得て、徘徊されている方を早期に発見する取り組みです。

徘徊のおそれがある方の情報を登録した上で、その方が行方不明となった場合に、家族等からの依頼により、行方不明となった方の身体的特徴や服装等の情報を**おかれり支援センター**や**協力事業者**に対してメールで配信し、情報提供をお願いするものです。

※「おかれり支援センター」とは、この事業に協力いただく方々のことです。（市内にお住まいの方に限らず、市外にお住まいの方も「おかれり支援センター」になることができます。）



☆事業を利用するためには事前に登録が必要です☆

だれでも登録することができるの？

登録することができるのは、**名古屋市内に在住し、徘徊のおそれがある認知症の方（若年性認知症の方を含む。）**です。なお、市内の介護保険施設や認知症高齢者グループホーム等を利用されている方も登録することができますが、親族や成年後見人等の同意が必要となります。

登録するにはどうしたらいいの？

- ◆受付窓口◆登録希望者の居住地を担当する「いきいき支援センター」
※いきいき支援センターの所在地等の情報は裏面をご参照ください。
- ◆受付時間◆月～金曜日（祝休日・年末年始を除く。）午前 9 時～午後 5 時
- ◆登録費用◆無料
- ◆登録方法◆登録希望者の親族・成年後見人等、または利用している施設の職員の方に、**登録届**を受付窓口までご持参いただきます。
※登録届は、いきいき支援センターで配布しているほか、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードすることもできます。
【名古屋市公式ウェブサイト <http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000038313.htm>】

問合先：名古屋市健康福祉局高齢福祉部 地域ケア推進課

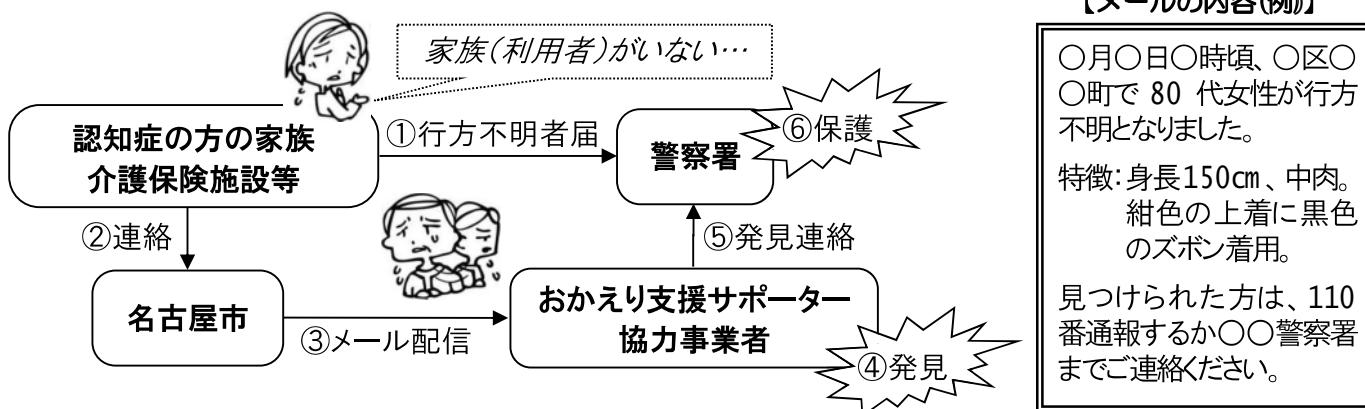
TEL:972-2549 FAX:955-3367 E-mail:a2280@kenkofukushicity.nagoya.jp



はいかい高齢者おかれり支援事業 おかれり支援センター・協力事業者募集

はいかい高齢者おかれり支援事業は、認知症の方の徘徊による事故を防止するため、地域の皆さんの協力を得て、徘徊されている方を早期に発見する取り組みです。

徘徊のおそれがある方の情報を登録した上で、その方が行方不明となった場合に、家族等からの依頼により、行方不明となった方の身体的特徴や服装等の情報を**おかれり支援センター**や**協力事業者**に対してメールで配信し、情報提供をお願いするものです。



おかれり支援センターとは…

おかれり支援センターとは、この事業に協力いただく方々のことです。（市内にお住まいの方に限らず、市外にお住まいの方も「おかれり支援センター」になることができます。）

携帯電話やパソコンのメールアドレスを登録いただき、捜索協力依頼のメールを受けとった場合に、可能な範囲で捜索のための情報提供にご協力いただきます。

- ◆登録費用◆無料（ただし、メール送受信や登録用ホームページへのアクセスに要する通信費等は登録者負担）
- ◆登録方法◆下記のコードを読み取り、アクセスしたページから空メールを送信するか、下記のメールアドレスに空メールを送信してください。（詳しい登録方法は、裏面をご覧ください。）

【コード】



【メールアドレス】 okaeri@sg-m.jp

※登録時に情報をほしい地域（区）を選択することができます。

※夜間のメール配信の希望を選択することができます。

※捜索協力依頼以外にも、定期的に認知症に関するイベント等の情報をメールで配信します（配信の希望を選択できます）。

協力事業者も募集しています！

事業者（団体）としてこの事業に協力いただく協力事業者も募集しています。協力事業者と認定された場合には、市から認定証を交付します。登録を希望される場合には下記問合先にメールにてご連絡ください。（メールの件名は「協力事業者登録」とし、本文に①団体名、②担当者名、③連絡先を必ずご記入ください。）

問合先：名古屋市健康福祉局高齢福祉部 地域ケア推進課

TEL:972-2549 FAX:955-3367 E-mail:a2280@kenkofukushicity.nagoya.jp



H27.11

障害者・高齢者権利擁護センターとは？

障害者・高齢者権利擁護センターは、知的障害者、精神障害者、認知症高齢者などの判断能力が不十分な人が、地域で安心して生活が送れるように次の事業を行っています。

金銭管理サービス

知的障害者、精神障害者、認知症高齢者の方々が、ご自分の預貯金を金融機関から出金したり、計画的に活用できないといった不安をお持ちの場合に、本人との契約にもとづき、入出金のお手伝いや公共料金・福祉サービスの利用料などのお支払を支援します。

財産保全サービス

知的障害者、精神障害者、認知症高齢者の方々が、定期預金通帳や年金証書などの大事な書類を、ご自身で安全に保管することができないといった不安をお持ちの場合に、本人との契約にもとづき、その財産を安全にお預かりします。

福祉サービスの利用援助

金銭管理サービスまたは財産保全サービスの利用者に対し、お宅を定期的に訪問して、安心した生活をする上で必要な福祉サービスの利用を援助します。

相談事業

①生活相談

日常的な金銭管理や財産保全に関する相談に職員が応じます。

②法律相談(要予約)

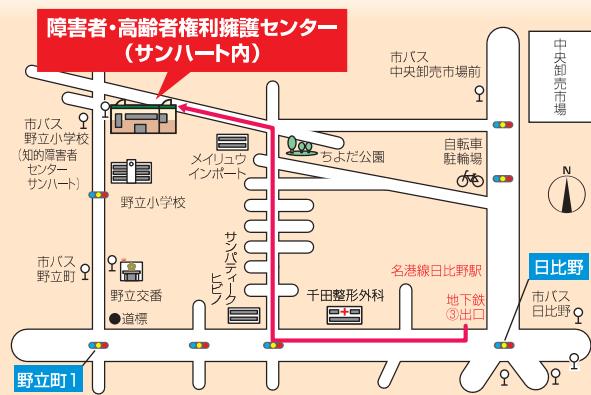
相続、遺言、契約などの法律に関する相談に弁護士が応じます。



お気軽にご相談ください　秘密は必ず守ります。

中区、熱田区、中川区、港区、南区にお住まいの方は

名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター南部事務所



〒456-0073

名古屋市熱田区千代田町20-26

(知的障害者センターサンハート内)

電話 052-678-3030

FAX 052-678-3051

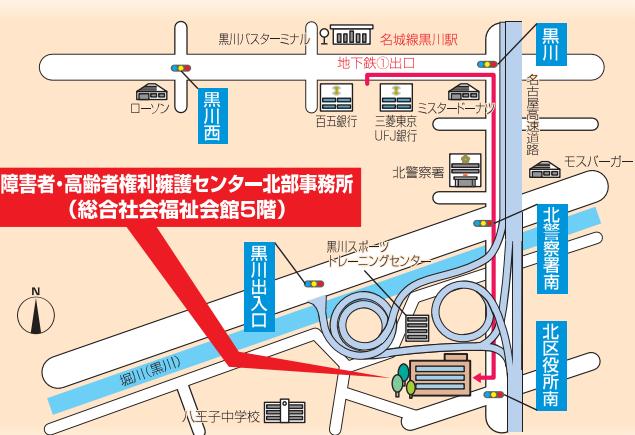
交通案内

地下鉄名港線「日比野」駅下車

③番出口より徒歩10分。

東区、北区、西区、中村区、守山区にお住まいの方は

名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター北部事務所



〒462-8558

名古屋市北区清水四丁目17-1

(総合社会福祉会館5階)

電話 052-919-7584

FAX 052-919-7585

交通案内

地下鉄名城線「黒川」駅下車

①番出口より徒歩5分。

千種区、昭和区、瑞穂区、緑区、名東区、天白区にお住まいの方は

名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター東部事務所



〒468-0015

名古屋市天白区原一丁目301

(原ターミナルビル3階)

電話 052-803-6100

FAX 052-803-6600

交通案内

地下鉄鶴舞線「原」駅下車

②番出口すぐ。

このパンフレットは古紙パルプ再生紙を使用しています。

2014.7.5000

名古屋市成年後見 あんしんセンター

成年後見あんしんセンターでは、認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分になり、自分一人では契約や財産の管理などをすることが難しい人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように成年後見制度の活用をお手伝いします。



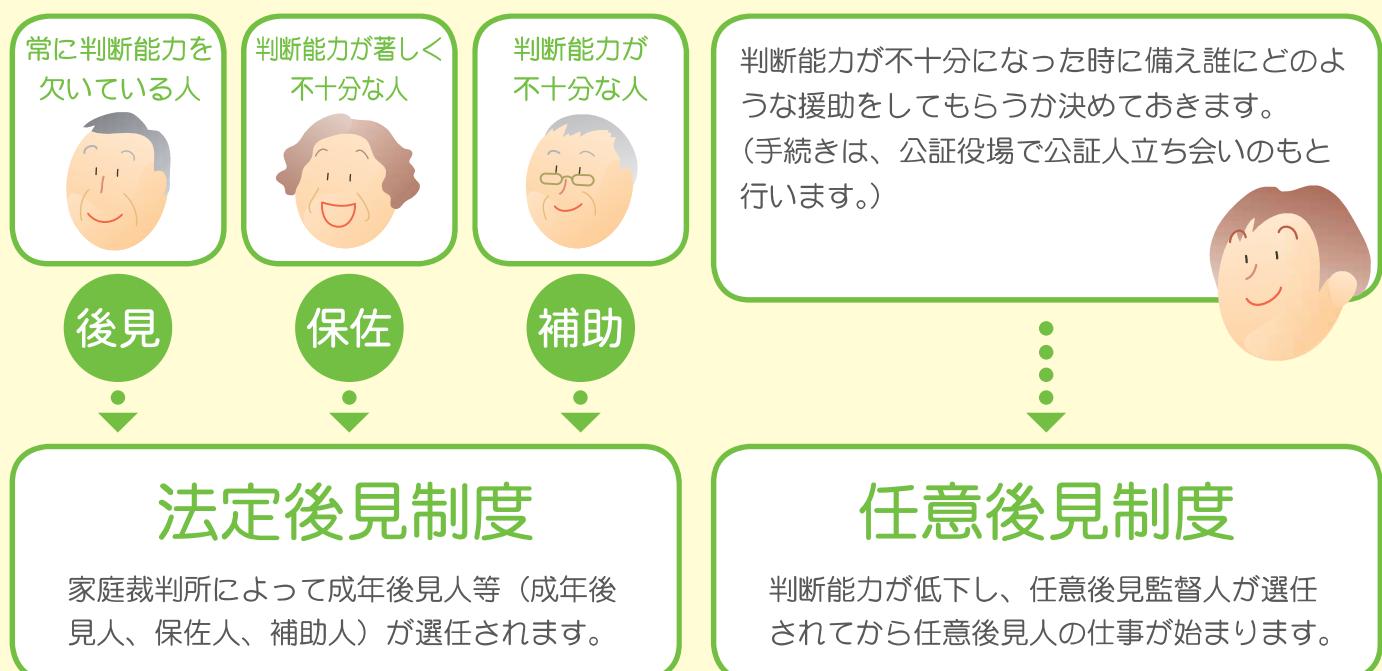
名古屋市健康福祉局
社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

成年後見制度は、認知症や障害などにより自分で十分な判断を行うことができない人のために、権利や財産を守る制度です。

成年後見制度のあらまし

判断能力が十分でなくなった人（認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など）が、医療や介護に関する契約を結んだり、預金の払戻しや解約、遺産分割の協議、不動産の売買などをする場合に、本人に不利益な結果を招かないよう、本人を保護して支える人が必要になります。

このように、判断能力が十分でない人のために、支援する人を選び、この支援者が本人のために活動するのが成年後見制度です。成年後見制度には、すでに判断能力が低下している場合に利用する「法定後見制度」と判断能力があるうちに将来に備えて契約を結んでおく「任意後見制度」の2つの仕組みがあります。



こんなことで困っていたらぜひ相談してください

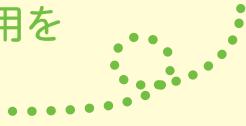
成年後見制度を利用したいので内容をくわしく知りたい…

認知症や障害などにより判断能力が十分でない人が一

- 物忘れがありお金の管理がうまくできない…
- 頻繁な訪問販売や悪質商法の被害を受けている…
- サービスの利用手続きが難しそう…



名古屋市成年後見あんしんセンターでは「成年後見制度」の利用をお手伝いします。



相談

(相談は無料)

●センター職員による一般相談（社会福祉士が対応します）

成年後見制度に関する相談をお受けします。

●専門相談（予約制）

	弁護士相談	司法書士相談
実施日	毎週水曜日・金曜日	第1・第3水曜日
時 間	午後1時30分～と午後3時～ (相談時間 1時間程度)	午後1時30分～と午後3時～ (相談時間 1時間程度)
場 所	水曜日（第2を除く）： 障害者・高齢者権利擁護センター南部事務所（熱田区） 金曜日（第4を除く）： 総合社会福祉会館5階（北区） 第2水曜日・第4金曜日： 障害者・高齢者権利擁護センター東部事務所（天白区）	総合社会福祉会館5階（北区）

※専門相談は、相談者の状態により、出張相談を行います。

成年後見あんしんセンター直通電話

TEL 052-856-3939 (FAX 052-919-7585)

●月曜日～金曜日（土日、祝日、年末年始はお休みになります）

●午前9時～午後5時

*市内にお住まいの障害者や高齢者ご自身。また、その方々に關することであれば、ご家族や関係機関の方も相談できます。

養成・支援

●市民後見人の養成と支援

判断能力が十分でない人を身近な地域で支援する「市民後見人」の養成研修を開催し、その後の活動を支援します。

★市民後見人とは、親族以外の市民による後見人のことです。

★センターが開催する「市民後見人候補者養成研修」を受講し、「市民後見人候補者バンク」に登録していただいた上で、家庭裁判所から選任された後、後見人としての活動が始まります。

★市民後見人が適切な後見業務が行えるよう名古屋市社会福祉協議会が後見監督人に就任し、市民後見人の活動を支援します。

気軽にご相談ください。秘密は必ず守ります。



名古屋市成年後見 あんしんセンター

〒462-8558

名古屋市北区清水四丁目17番1号
(名古屋市総合社会福祉会館 5階)

電話 **052 (856) 3939**
FAX **052 (919) 7585**

<http://www.nagoya-seinenkouken.jp/>

交通案内

地下鉄名城線「黒川」駅下車
①番出口より徒歩5分

市内介護サービス事業所の皆様

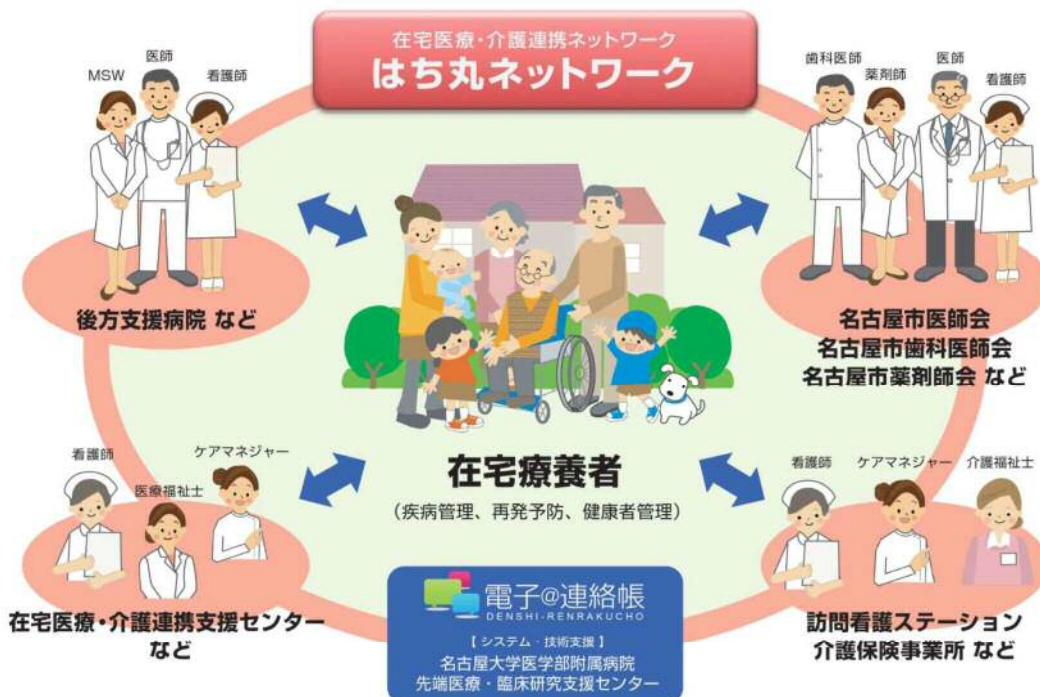
在宅医療・介護連携のための情報共有ツール 「はち丸ネットワーク」をご利用ください

高齢者が在宅で療養生活を送るためには、複数の提供主体による医療・介護サービスが必要であり、職種間の情報共有が重要となります。

名古屋市では、名古屋市医師会への委託により、ICT（情報通信技術）を活用してウェブ上で情報共有ができるシステム「はち丸ネットワーク」を構築しております。

お手持ちのパソコン・スマートフォン・タブレットを使って、日々の記録や連絡事項などを安全かつ効率的に共有することができますので、是非ご利用ください。

今後、レセプト請求ソフトとの連動など、さらに機能向上を図ってまいります。



お問い合わせ先

(各区在宅医療・介護連携支援センター)

受付：月～金曜（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

- | | | |
|--|--|--|
| ○千種区(ちくさ病院5階)
千種区内山2-16-16
電話 732-0874 FAX 732-0875 | ○東区(名古屋市医師会館5階)
東区葵1-4-38
電話 933-0874 FAX 937-8741 | ○北区(名春中央病院1階)
北区東味鋺1-2401
電話 903-0874 FAX 903-0875 |
| ○西区(名鉄病院1号館4階)
西区栄生2-26-11
電話 561-0874 FAX 561-0875 | ○中村区(鶴飼リハビリテーション病院1階)
中村区太閻通4-1
電話 481-0874 FAX 481-0876 | ○中区(名城病院1階)
中区三の丸1-3-1
電話 201-0874 FAX 201-0877 |
| ○昭和区(かわな病院より北西へ徒歩5分)
昭和区川原通7-5-1 アンシャンテ川原1階
電話 763-0874 FAX 763-0875 | ○瑞穂区(新生会第一病院より西へ徒歩2分)
瑞穂区玉水町1-1-1
電話 837-0874 FAX 837-0875 | ○熱田区(熱田リハビリテーション病院より西へ徒歩2分)
熱田区六番1-2-15 デイサービスセンター・ろくばん3階
電話 683-0874 FAX 683-0881 |
| ○中川区(休日急病診療所2階)
中川区高畠1-222
電話 354-0874 FAX 354-0875 | ○港区(名古屋市医師会看護専門学校1階)
港区千鳥1-13-22
電話 652-0874 FAX 652-0878 | ○南区(笠寺病院1階)
南区松池町3-19
電話 823-0874 FAX 823-0876 |
| ○守山区(守山いつき病院地下1階)
守山区守山2-18-22
電話 795-0874 FAX 795-0881 | ○緑区(名古屋市立緑市民病院3階)
緑区潮見が丘1-77
電話 896-0874 FAX 896-0876 | ○名東区(メイトウホスピタル1階)
名東区上社3-1911
電話 702-0874 FAX 702-0876 |
| ○天白区(並木病院1階)
天白区荒池2-1101
電話 800-0874 FAX 800-0875 | ○一般社団法人名古屋市医師会 在宅医療・介護連携室
東区葵1-4-38
電話 937-7801(代表) | |

ポータルサイト：<http://p-nagoya.nu-camcr.org/cms/>

健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課 担当：地域支援係 電話：052-972-2549

～あなたもまちもいきいき！～

ふれあい・いきいきサロン

整備助成金



「ふれあい・いきいきサロン」とは？

- ①地域住民のみなさまが（高齢者や障がい者、子育て中の親子、地域住民どなたでも）
- ②身近な場所に集まって（コミュニティセンター、集会所、福祉施設などスペースがあればどこでも）
- ③気軽に楽しくふれあいを深め交流する活動です。（みんなで内容を決めて運営していく）

地域の「お茶の間」「たまり場」とも言われています。



名古屋市・区社会福祉協議会では、名古屋市からの委託を受け、高齢者サロンの整備等生活支援の推進を図るとともに、高齢者や障がい者、子育て中の親子、地域住民どなたでも集まることができるサロンの開設、運営費用の一部を助成する事業を実施しています。

	開設助成金	運営助成金
内 容	サロン開設に際し、必要な物品購入経費に対する助成	サロン運営の実績に対する助成
参 加 対 象	名古屋市内在住の高齢者、障がい者、子育て中の親子等、地域住民の誰でも参加対象とすること	
実 施 場 所	コミュニティセンター、集会所、社務所、福祉施設など地域の身近な場所	
実 施 回 数	月1回以上、定期的に	月2回以上、定期的に ※②については、高齢者のみ
助 成 額	50,000円	① 月2,000円(小規模) ② 月10,000円(大規模)
参 加 人 数	5人以上	① 5人以上(小規模) ② 25人以上(大規模)
申 請 の 条 件	地域団体、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉施設、企業等、多様な活動主体が営利を目的とせずに実施する場合	
申 請 時 期	随時受付(区社協)	半期ごとに受付(区社協)
そ の 他	助成の件数には限りがあります。なお、領収書(開設費用申請時)、参加者名簿(運営費用申請時)等、添付書類が必要になります。	

※詳しい申請方法・助成内容については、必ず各区の社会福祉協議会までお問い合わせ下さい。



社会福祉協議会一覧

区社協名	住 所	電話番号 (FAX 番号)
名古屋市社会福祉協議会	〒462-8558 北区清水4-17-1 総合社会福祉会館5階	911-3193 (913-8553)
千種区社会福祉協議会	〒464-0825 千種区西崎町2-4-1	763-1531 (763-1547)
東区社会福祉協議会	〒461-0001 東区泉2-28-5	932-8204 (932-9311)
北区社会福祉協議会	〒462-0844 北区清水4-17-1 区総合庁舎1階	915-7435 (915-2640)
西区社会福祉協議会	〒451-8508 西区花の木2-18-1 区役所等複合施設5階	532-9076 (532-9082)
中村区社会福祉協議会	〒453-0024 中村区名楽町4-7-18 複合施設1階	486-2131 (483-3410)
中区社会福祉協議会	〒460-0013 中区上前津2-12-23	331-9951 (331-9953)
昭和区社会福祉協議会	〒466-0051 昭和区御器所3-18-1	884-5511 (883-2231)
瑞穂区社会福祉協議会	〒467-0016 瑞穂区佐渡町3-18	841-4063 (841-4080)
熱田区社会福祉協議会	〒456-0031 熱田区神宮3-1-15 区役所等複合施設6階	671-2875 (671-4019)
中川区社会福祉協議会	〒454-0875 中川区小城町1-1-20	352-8257 (352-3825)
港区社会福祉協議会	〒455-0014 港区港楽2-6-32	651-0305 (661-2940)
南区社会福祉協議会	〒457-0058 南区前浜通3-10 区役所庁舎4階	823-2035 (823-2688)
守山区社会福祉協議会	〒463-0048 守山区小幡南1-24-10 アクロス小幡2・3階	758-2011 (758-2015)
緑区社会福祉協議会	〒458-0045 緑区鹿山2-1-5	891-7638 (891-7640)
名東区社会福祉協議会	〒465-0025 名東区上社1-802 上社ターミナルビル2階	726-8664 (726-8776)
天白区社会福祉協議会	〒468-0015 天白区原1-301 原ターミナルビル3階	809-5550 (809-5551)

サロンに関することで分からぬこと、お困りのことがありましたら是非、お近くの社会福祉協議会(社協)へご相談ください。

お問合せ先は、上記一覧にある最寄りの社協へご連絡ください。



この助成事業は、「名古屋市高齢者サロンの整備等生活支援推進事業」及び「名古屋市社会福祉協議会ふれあいきいきサロン推進事業(名古屋市福祉基金)」に基づき実施しています。

介護サービス施設・事業所調査にご協力ください。

調査日は 平成28年10月1日 です。

平成28年5月1日までに事業を開始した施設・事業所へは 9月下旬～10月上旬（注）に、
平成28年5月2日～9月30日までに事業を開始した施設・事業所へは 11月中旬に、

調査票が届きます。（注）申請等のタイミングにより、5月2日以降の事業開始でも調査票が届く場合があります。

※ 調査にあたって、「厚生労働省 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査 事務局」を設置します。

※ 調査事務局：0120-577-714（開設期間：平成28年9月23日～12月28日（予定）・月～金（祝日除く）10時～18時）



介護サービス施設・事業所調査 とは …

全国の介護サービス施設・事業所の数、在所者、利用者や従事者の状況、さらに提供されるサービスの種類やその提供状況といった介護サービスに関する実態を明らかにし、介護サービス行政の推進に役立てるため、厚生労働省が毎年行っている統計調査です。

調査結果、つまり皆様からいただいたご回答は、今後の介護サービス行政の方向性を決めるための資料として活用されます。

施設・事業所の皆様の本調査へのご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

調査結果



適切な介護サービスの実施



社会保障審議会等の資料として活用
→ 制度改正・報酬改定などの実施

調査に関するその他の情報や調査結果、問い合わせ先などは、下記リンク先をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/24-22-2.html>



名古屋市からの情報提供について

名古屋市からの情報提供は NAGOYA かいごネット

(<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top/>)で行っております。日頃から随時ご確認ください。

The screenshot shows the homepage of the NAGOYA kaigo-net website. At the top right, there is a link labeled '事業者向けはこちら' (Here for business operators). A large orange callout box points to this link with the text '事業者の皆様向けのページはこちらです。' (The page for all business operators is here). Below the header, there are several menu items: 'トップ', '介護保険制度のあらまし', '利用できるサービス', '介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)', 'ユーザ', and '事業所検索'. The main content area features two illustrations: one of a nurse and a patient, and another of a group of elderly people. Below the illustrations, there are two blue buttons: '地域包括ケアシステムの構築' and '新着情報' (New Information), and a blue box containing a list of news items.

- なごや認知症カフェについて (2016年6月20日)
- 平成28年度名古屋市看護職員研修会のお知らせ (2016年6月10日)
- 名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業に係る平成28年6月指定事業所について (2016年6月1日)
- 名古屋市高齢者日常生活支援研修について (2016年5月10日)



The screenshot shows the 'Business Operator' section of the NAGOYA kaigo-net website. At the top right, there is a link labeled '一般向けはこちら' (Here for general public). A large orange callout box points to the '介護保険事業者の指定・登録' (Registration for Care Insurance Service Providers) link in the top navigation bar. Another orange callout box points to the '各種届出' (Various Submissions) link in the same navigation bar. The main content area features two blue buttons: '認定調査' and '介護保険事業者の指定・登録' (highlighted by a dashed orange box). Below the buttons, there are two large orange callout boxes with text:

- 各サービスの指定・登録及び更新申請についてはこちらをご覧ください。
- 各種届出についてはこちらをご覧ください。

The bottom of the page contains a blue box with a list of news items.

- 新しい総合事業の日割り算定について (2016年6月21日)
- 運動型通所サービスの事業概要について (2016年6月21日)
- 平成29年度整備着工分 特別養護老人ホーム（ユニット型）施設整備にかかるQ&A (2016年6月21日)
- 新しい総合事業における通所サービスの利用期間等について (2016年6月17日)
- 平成28年 能本地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣依頼について(第3回) (2016年6月15日)

育児と介護の「ダブルケア」を行っている方への支援

晩婚化・晩産化などを背景に、育児期にある方（世帯）が、親の介護も同時に担う、いわゆる「ダブルケア」問題が指摘されるようになっております。

介護支援専門員等におかれましては、担当していらっしゃる世帯において、育児に悩まれている介護者がいらっしゃいましたら、保健師等が子育ての様々な相談にお応えする子育て総合相談窓口が各保健所にありますので、ご紹介いただきますようお願いします。

保健所	電話番号	保健所	電話番号
千種	757-7033	熱田	679-3086
東	979-3588	中川	364-0065
北	910-6815	港	655-8745
西	529-7105	南	619-7086
中村	486-6388	守山	797-5220
中	269-7155	緑	899-6518
昭和	745-6030	名東	769-6288
瑞穂	837-3285	天白	847-5981

■電話相談

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前8時45分～午後5時15分

■面接相談

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時00分～午後4時30分

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の報告について（依頼）

近年、自然災害の発生により、社会福祉施設等において甚大な被害が生じる事例が見受けられることから、災害発生時に社会福祉施設等の被災状況を把握するため、被災状況の報告をお願いしております。

大雨や台風、地震等により、人的被害や建物の被害等が生じた場合は、報告様式へ記載いただき、速やかにご報告いただきまますよう、よろしくお願ひいたします。

なお、報告様式は NAGOYA かわごネット（事業者指導ページ）へ掲載しております。

＜報告様式＞

名古屋市 社会福祉施設等の被災状況整理表【高齢者関係施設】 【平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇:〇〇現在】											(別紙様式)					
基本情報 (あらかじめ記載しておく項目)											被害情報等 (災害発生時に記載する項目)					
全休 NO	施設 名	被管理區 域	所在 市町村	施設種別 運営形 式	法人登記 運営形 式	電話番号	緊急連絡先	メールアドレス	住所	入所者 数	通常運転 有無 運営形 式	人物被害の状 況 運営形 式	施設被害の状 況 運営形 式	入所者の 搬出搬入への 影響度等への 影響度等の有無 運営形 式	備考	情報元 (連絡担当者)

＜対象施設種別＞

- ・老人短期入所施設
- ・養護老人ホーム
- ・特別養護老人ホーム
- ・認知症高齢者グループホーム
- ・介護老人保健施設
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ・有料老人ホーム
- ・サービス付高齢者向け住宅

＜報告先＞

介護保険課 FAX：052-972-4147

名古屋市役所 介護保険課 連絡先一覧

施設指定係 ☎ 972-2539

- 次の介護保険サービス事業の事業者指定（※変更等の手続きについては委託）
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 高齢者福祉施設の設置、認可
- サービス付き高齢者向け住宅の運営

居宅指定係 ☎ 972-3487

- 施設指定係の所管以外の介護保険サービス事業と居宅介護支援事業の事業者指定（※指定事務の一部と変更等の手続きについては委託）
- 名古屋市特別給付（生活援助型配食サービス）の事業者指定、変更等の手続き

指導係 ☎ 972-2592（施設）、3087（居宅・有料）、2594（給付）

- 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護保険サービス事業者、居宅介護支援事業者の指導監督
- 高齢者福祉施設、有料老人ホームの指導
- 有料老人ホームの届出受理
- 介護保険の保険給付等（総合事業を含む）
- 特定福祉用具販売、住宅改修、名古屋市特別給付の事業者に対する検査、指導助言

認定保険料係 ☎ 972-2593

- 要介護認定等に係る企画、指導
- 要介護認定調査委託契約（認定調査委託料支払いを含む）
- 介護保険の被保険者資格
- 介護保険料の賦課、収納に係る事務調整

推進係 ☎ 972-2591

- 介護保険に係る予算決算、趣旨普及
- 介護保険事業計画
- 名古屋市立老人ホーム

名古屋市役所 健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課

【所在地】〒460-8508 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 本庁舎2階

【FAX番号（各係共通）】972-4147

【申請・相談等の窓口受付時間】9:00～17:00（開庁時間 8:45～17:30）

※申請・相談等で来庁される場合は、人員とスペースの関係上『予約制』とさせていただいておりますので、必ず事前連絡をお願いします。

※平成29年8月より事業所の実地指導及び質問への対応の一部を、平成29年9月より事業所の指定等事務の一部を、「名古屋市介護事業者指定指導センター」に委託しています。該当のご用件については、☎950-2232へお問い合わせください。
委託内容の詳細はP63をご覧ください。

名古屋市の第1号訪問事業における **訪問サービス** の3類型(平成29年6月時点)

	予防専門型訪問サービス (従来のサービスと同じ)	生活支援型訪問サービス(一体型) ※同一の事業所で「訪問介護」や「予防専門型」と「生活支援型」を一体的に運営	生活支援型訪問サービス(単独型)	地域支えあい型																							
事業主体	法人	法人		各学区の地域福祉推進協議会																							
サービス対象者	原則、要支援者 (チェックリストによる事業対象者も可)	要支援者 チェックリストによる事業対象者		要支援者 チェックリストによる事業対象者 (その他支援が必要な一般高齢者)																							
必要なケアプラン	ケアプランAを適用	ケアプランBを適用		ケアプランCを適用																							
提供するサービス	身体介護(入浴介助等) 生活援助(掃除・洗濯・家事等)	生活援助(掃除・洗濯・家事等) ・概ね1時間程度		日常のごみ出し、買い物支援、電球の交換等の ちょっとした困りごとに応じて柔軟に対応																							
サービス提供の頻度	ケアプランに基づき決定	ケアプランに基づき決定		利用者からの希望や生活環境等に応じて柔軟に設定																							
事業所の指定／委託	事業者指定	事業者指定		市社協に委託																							
人員基準等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>必要な資格</th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>なし</td> <td>常勤・専従1以上 ※1</td> </tr> <tr> <td>サービス提供責任者</td> <td>介護福祉士等</td> <td>常勤の訪問介護員等のうち 利用者40人に1人以上 ※2</td> </tr> <tr> <td>訪問介護員</td> <td>介護福祉士 初任者研修等修了者等</td> <td>常勤換算2.5人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 管理上支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に從事可能。 ※2 一部非常勤職員も可能。 【例】要介護者40人 要支援者80人(現行と同様のサービスを利用) ⇒ サービス提供責任者3人以上 訪問介護員等 常勤換算2.5人以上</p>		必要な資格	配置要件	管理者	なし	常勤・専従1以上 ※1	サービス提供責任者	介護福祉士等	常勤の訪問介護員等のうち 利用者40人に1人以上 ※2	訪問介護員	介護福祉士 初任者研修等修了者等	常勤換算2.5人以上	<p>左記の「予防専門型訪問サービス」の人員に加えて、「生活支援型訪問サービス」の利用者数に応じて必要数 ・「生活支援型訪問サービス」利用者のみ、名古屋市高齢者日常生活支援研修の研修修了者等の一定の研修受講者もケアが可能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>必要な資格</th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>なし</td> <td>専従1名以上 ※1</td> </tr> <tr> <td>訪問事業責任者</td> <td>介護福祉士 初任者研修等修了者 一定の研修受講者 ※2</td> <td>必要数</td> </tr> <tr> <td>従事者</td> <td>同上</td> <td>必要数</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 管理上支障がない場合、他事業所等の職務に從事可能。 ※2 介護福祉士、初任者研修等の修了者を配置することが望ましい。名古屋市高齢者日常生活支援研修修了者の配置も可能。</p>		必要な資格	配置要件	管理者	なし	専従1名以上 ※1	訪問事業責任者	介護福祉士 初任者研修等修了者 一定の研修受講者 ※2	必要数	従事者	同上	必要数	<p>・ボランティアコーディネーター 1人以上 ・一定の講習を受講したボランティア 必要数</p>
	必要な資格	配置要件																									
管理者	なし	常勤・専従1以上 ※1																									
サービス提供責任者	介護福祉士等	常勤の訪問介護員等のうち 利用者40人に1人以上 ※2																									
訪問介護員	介護福祉士 初任者研修等修了者等	常勤換算2.5人以上																									
	必要な資格	配置要件																									
管理者	なし	専従1名以上 ※1																									
訪問事業責任者	介護福祉士 初任者研修等修了者 一定の研修受講者 ※2	必要数																									
従事者	同上	必要数																									
従事者の雇用形態	賃金労働者	賃金労働者		無償ボランティア ただし、1回あたり100円相当のポイントを付与																							
基本報酬額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>包括報酬(月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週1回</td> <td>月 1,168単位</td> </tr> <tr> <td>週2回</td> <td>月 2,335単位</td> </tr> <tr> <td>週2回超</td> <td>月 3,704単位(要支援2のみ)</td> </tr> </tbody> </table> <p>・介護予防訪問介護と同額の報酬 ・加算体系も介護予防訪問介護と同じ</p>		包括報酬(月)	週1回	月 1,168単位	週2回	月 2,335単位	週2回超	月 3,704単位(要支援2のみ)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>包括報酬(月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週1回</td> <td>月 853単位</td> </tr> <tr> <td>週2回</td> <td>月 1,706単位</td> </tr> <tr> <td>週2回超</td> <td>月 2,559単位(要支援2のみ)</td> </tr> </tbody> </table> <p>・自己評価・ユーザ評価事業参加加算(20単位／月) ※介護保険の処遇改善加算相当分も加味</p>		包括報酬(月)	週1回	月 853単位	週2回	月 1,706単位	週2回超	月 2,559単位(要支援2のみ)	<p>・1団体年10万円程度の補助金を交付 ・ボランティアコーディネーターへの謝金 一半天程度:1,000円(月24,000円を上限)</p>								
	包括報酬(月)																										
週1回	月 1,168単位																										
週2回	月 2,335単位																										
週2回超	月 3,704単位(要支援2のみ)																										
	包括報酬(月)																										
週1回	月 853単位																										
週2回	月 1,706単位																										
週2回超	月 2,559単位(要支援2のみ)																										
利用者負担	1割または2割の負担	1割または2割の負担		年300円程度の手帳発行手数料を負担																							
請求の方法 (利用者負担分を除く)	国保連経由	国保連経由		事業者に直接支払い (社協に事務を委託)																							
限度額管理の有無	限度額管理あり (要支援2:10,473単位 要支援1及び事業対象者:5,003単位)	限度額管理あり (要支援2:10,473単位 要支援1及び事業対象者:5,003単位)		限度額管理なし																							
事業の担い手等(想定)	介護予防訪問介護事業所が移行する。	NPO、生活協同組合、社会福祉法人が単独型を実施することを想定。 介護予防訪問介護事業所が一体基準緩和型を実施することを想定。		平成28年度末時点 16区64学区																							
人材の確保	福祉人材助成事業、キャリアアップ研修等に加えて、 更なる取り組みを検討	元気高齢者や主婦等の潜在的介護者を対象とした担い手の養成研修 (高齢者日常生活支援研修を平成27年10月から実施)		元気高齢者や主婦等を対象とした担い手の養成研修 を実施																							

名古屋市第1号通所事業の 通所サービス の3種型(平成29年6月時点)

子育て支援通所サービス (従業のサービスと職)		ミニダイヤモンド通所サービス(一体型)	ミニダイヤモンド通所サービス(専任型)	運動整通所サービス(専任型)
事業主体	法人 施設、要支援者 (チックリストによる事業対象者も可)	法人 ※個人は運動整通所サービスを実施する者に限る	法人 ※個人は施設を開設している者に限る 要支援者 チェックリストを使用	法人 ※個人は施設を開設するものに限る
サービス対象者	送迎、レクリエーション、入浴、機能訓練、レスパイト ※個別サービス計画にに基づき実施	「なごや介護予防・認知症予防プログラム」を利用した様式訓練を実施 ※個別サービス計画が必要 ※送迎の提供は運営ののみではなく施設の介助等の介助は不可。 ※送迎車が必要で費用で支拂う場合は料金を加味	運動プログラムを実施 ※個別サービス計画が必要 ※送食の提供は運営ののみではなく施設の介助等の介助は不可。 ※送迎車が必要で費用で支拂う場合は料金を加味	高齢者の立派の場 高齢者の立派の場 高齢者の立派の場 高齢者の立派の場
必要なケアプラン	ケアプランBを適用	ケアプランAに基づき決定 ※1回～2回の頻度で利用時間は異なる 利用者の状態により利用時間は異なる	ケアプランBを適用	ケアプランCを適用 月2回以上の頻度で遅開催されるもの
サービス提供の頻度	事業者指定	「なごや介護予防・認知症予防プログラム」を利用した様式訓練を実施 ※週1回、2時間～3時間の利用時間を設定 ※原則、24回目の算定する月の末まで(月末として6ヶ月)	事業者指定	(助成を受けた場合は申請を要する) ※原則、24回までの算定の利用時間は6ヶ月の利用
事業所の指定／委託	サービスを提供する場所	通所介護、地域密着型通所介護、予防専門型通所サービスの指定をされている事業所に限る 運営法人が所有または賃貸する施設で各種法令に適合するもの	通所介護、地域密着型通所介護、予防専門型通所サービスの指定をされている事業所 左記の専門型通所サービスに該当しない場合、他事業に支障のない場合 左記の専門型通所サービスに該当する場合	<法人の場合は> 左記の専門型通所サービスに同じ ただし、他事業に支障のない場合は不可 <個人の場合は> 原則、利用開始より6ヶ月の利用
設備・基準等	・食堂・栄養制限室 ・3軒の専門型通所サービスの利用可能 ・精養室・相談室・事務室 ・消防設備の他非常災害に必要な設備 ・必要なその他設備・備品	・「なごや介護予防・認知症予防プログラム」の実施基準を加えて、会員登録講習等による訓練が必須 ※1 管理可能でない場合、他事業所との協調にて対応可能 ※2 管理可能でない場合、他事業所との協調にて対応可能	・「なごや介護予防・認知症予防プログラム」の実施基準を加えて、会員登録講習等による訓練が必須 ※1 管理可能でない場合、他事業所との協調にて対応可能 ※2 管理可能でない場合、他事業所との協調にて対応可能	<法人の場合は> 左記の専門型通所サービスに同じ ただし、他事業に支障のない場合は不可 <個人の場合は> 原則、利用開始より6ヶ月の利用
人員基準等	・監修者 ・介護職員 ・看護職員 ・介護職員 ・看護職員 ※1 管理可能でない場合、複数職員と介護職員を併せていても可 ※2 管理可能でない場合、複数職員と介護職員を併せていても可	・監修者のうち、「ミニデイ型通所サービスを提供する職員を必要配置」 ※1 や介護予防・認知症予防プログラム修了者の修了者を事業所に以上配置 ※2 管理可能でない場合、他事業所との協調にて対応可能 ※3 や介護予防・認知症予防プログラム修了者の修了者1以上配置	・監修者のうち、「ミニデイ型通所サービスを提供する職員を必要配置」 ※1 や介護予防・認知症予防プログラム修了者の修了者を事業所に以上配置 ※2 管理可能でない場合、他事業所との協調にて対応可能 ※3 や介護予防・認知症予防プログラム修了者の修了者1以上配置	・監修者のうち、「ミニデイ型通所サービスを提供する職員を必要配置」 ※1 や介護予防・認知症予防プログラム修了者の修了者を事業所に以上配置 ※2 管理可能でない場合、他事業所との協調にて対応可能 ※3 や介護予防・認知症予防プログラム修了者の修了者1以上配置
從事者の雇用形態	賃金労働者	賃金労働者	賃金労働者	賃金労働者
回数	回程度 週2回程度以上	回程度 週1回	回程度 週1回	回程度 週1回
料金	包括報酬(月) 月 1,647円位 月 3,377円位(要支給20分)	包括報酬(月) 月 1,386円位	基本報酬 230単位	・自己負担ユーチュア群事業参加料20単位／月 ・介護予防改善料(利用料×50単位)※終了月(3月)に算定 ※介護保険の処遇改善料相当分も加味
基本報酬額	※介護予防通所介護のよう必要な支援認定区分による報酬は定めてなく、通院の利用回数による報酬定め ※介護保険料の介護予防通所介護と同じ	1割または2割の負担	1割または2割の負担	・自己負担ユーチュア群事業参加料20単位／月 ・介護予防改善料(利用料×50単位)※終了月(3月)に算定 ※介護保険の処遇改善料相当分も加味
利用者負担	請求の方法 (利用者負担分を除く)	国保連絡由	-	国保連絡由 ※支援2・10、4・7・3単位 要支援1及び事業対象者 5、0・3単位 NPO、生活協同組合、社会福祉法人が連携型を実施 介護予防通所介護事業者が一体型を実施
限度額管理の有無	※支援2・10、4・7・3単位 要支援1及び事業対象者 5、0・3単位			限度額管理あり ※支援2・10、4・7・3単位 要支援1及び事業対象者 5、0・3単位 NPO、生活協同組合、社会福祉法人が連携型を実施 介護予防通所介護事業者が一体型を実施
事業の扱い手等(想定)	介護予防通所介護事業、キャリアアップ研修等に移行する			福祉人材労働者、キャリアアップ研修等に加えて、更なる取り組みを検討
人材の確保				担い手の養成研修を実施